

して実行可能であること、③事業者が将来にわたって担保できること（他者に引き継ぐ場合は、それが確実であることを事業者が示すこと。）である。

(2) 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

〔解説〕

環境影響評価の評価の手法の選定に当たっての留意事項として、国又は地方公共団体による基準や目標が示されている場合には、調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを評価する手法によることを明らかにしたものである。

国又は地方公共団体による基準や目標は、環境基準に基づく環境上の条件、環境基本計画、公害防止計画などに定めるものをいい、事業者において当然遵守しなければならない個別の法令や条例による規制基準等は、ここでいう基準又は目標とは異なるものであることに留意する必要がある。

区 分	環 境 基 準 等
大 気 質	環境基本法第16条に基づく環境基準（環境基準項目） ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準（ダイオキシン類） 大気汚染防止法（有害物質、特定粉じん、一般粉じん等）
騒 音	環境基本法第16条に基づく環境基準（一般騒音、道路交通騒音、航空機騒音） 騒音規制法
振 動	振動規制法
低 周 波 音	—
悪 臭	悪臭防止法 におい環境指針（臭気環境目標、かおり環境目標）
水 質	環境基本法第16条に基づく環境基準（健康項目、生活環境項目、地下水） ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準（ダイオキシン類） 要監視項目 水質汚濁防止法
水 象	日本の地形レッドデータブック 第3回自然環境保全基礎調査
土 壌 汚 染	環境基本法第16条に基づく環境基準 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準（ダイオキシ

	ン類) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
地盤沈下	—
地形及び地質	日本の地形レッドデータブック 第3回自然環境保全基礎調査 愛媛の自然百選 国、愛媛県、市町村指定の天然記念物
植 物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 国、愛媛県、市町村指定の天然記念物 第2回、第3回自然環境保全基礎調査 植物群落レッドデータブック
動 物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 第2回自然環境保全基礎調査 レッドリスト（環境庁） 国、愛媛県、市町村指定の天然記念物
生 態 系	植物及び動物に同じ。
景 観	日本の地形レッドデータブック 第3回自然環境保全基礎調査 愛媛の自然百選 国、愛媛県、市町村指定の天然記念物
人と自然との触れ合い活動の場	—
史跡・文化財	文化財保護法 愛媛県文化財保護条例 市町村文化財保護条例
廃棄物等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
温室効果ガス等	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 地球温暖化対策推進法

注 植物及び動物については、平成14年度に愛媛県版レッドデータブックの整備が予定されている。

(3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

〔解説〕

環境影響評価の評価の手法の選定に当たってのその他の留意事項として、事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、その内容を明らかにすることを示したものである。

「事業者以外の者が行う環境の保全のための措置」としては、下水道の整備、バイパス道路の整備などが考えられる。なお、この場合において留意すべきことは、当該措置が計画どおり進捗しているか、選定項目の予測対象時期において効果的であるかについて、客観的に検討した上で、その効果を見込む必要がある。

(環境保全措置に関する指針)

第13条 対象事業に係る条例第4条第1項第2号の規定による環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第16条まで、第20条及び第21条に定めるところによる。

〔解説〕

事業者による環境の保全のための措置は、この指針の定めにより検討が行われるものであることを明示する確認的な内容である。

(環境保全措置の検討)

第14条 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の価値を代償すること、及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

〔解説〕

環境影響がないか又はその程度が極めて小さいと判断される場合を除き、環境保全措置を検討することを明示したものである。

環境保全措置とは、いわゆるミティゲーションのことであり、環境影響を回避する措置から避けられない影響を代償する措置までを含む幅広い概念である。ここでは、環境保全措置の目的に沿って、「環境影響の回避・低減」を優先して検討した